

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年6月24日 |
| 【会社名】 | 新明和工業株式会社 |
| 【英訳名】 | ShinMaywa Industries, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 五十川 龍之 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長五十川龍之は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的な影響の重要性を考慮し、当社及び連結子会社15社を評価の対象といたしました。当該内部統制の評価は、対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を行うことにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスについては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。「重要な事業拠点」の選定にあたって、現在当社グループは長期経営計画 [SG-Vision 2030] のPhase2である中期経営計画 [SG-2026] の中で成長戦略の実践による「拡大」に取り組んでいることも踏まえ、事業拠点の重要性を判断する指標としては売上高が適切であると判断いたしました。売上高により選定した製造業を営む主要な事業拠点に加えて、質的重要性を重視して建設業を営む事業拠点を「重要な事業拠点」に選定し、連結売上高のおおむね3分の2に達する拠点を評価の対象としております。

重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性が大きいと判断した「固定資産」「売上原価」「給与計算」「経費」に至る業務プロセス、及び影響が大きい見積りや予測を伴う「引当金」等に至る業務プロセスを個別に評価の対象として追加いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、統制実施記録の検証等の手続を行うことにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日現在における財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。